

被処分者の氏名又は法人名称	南野 真一郎
登録番号又は法人番号	第 20100740 号
所属する単位会	千葉県行政書士会
事務所名称	南野真一郎行政書士事務所
事務所所在地	千葉県市川市宮久保 3 丁目 28 番 3 号 アールコンフォート 101 号
処分年月日	令和 5 年 3 月 29 日
処分内容（種類）	令和 5 年 4 月 7 日から令和 5 年 4 月 13 日までの業務の停止
上記処分をした理由	<p>被処分者は、他の行政書士（以下「相手方行政書士」という。）に唆され、行政書士の業務を相手方行政書士と共同受任したとの認識の下、共同受任の実態がないにもかかわらず、相手方行政書士の指示に従い、案件の詳細について十分確認せず、請求の必要性、請求範囲の妥当性も十分に検討しないまま、戸籍法又は住民基本台帳法上の要件を満たさない戸籍謄本等及び住民票の写し等の交付請求を 9 件行い、取得した個人情報相手方行政書士に共有した。</p> <p>このことは、行政書士の信用又は品位を害するものであることから、行政書士法（以下「法」という。）第 10 条に違反し、同様に千葉県行政書士会会則第 19 条に違反することから、法第 13 条に違反する。</p> <p>よって、法第 14 条の「この法律若しくはこれに基づく命令、規則その他都道府県知事の処分に違反したとき」に該当する。</p>
上記処分の根拠となる法令	行政書士法第 14 条第 2 号